

新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
7018.90	<p>1. ランプ加工をしたガラス製の小像その他の装飾品</p> <p>第70.18項のランプ加工をしたガラス製の小像その他の装飾品とは、<u>ブローランプ（ガスと空気を混合し炎の大小及び強弱を調整することができるバーナー等）</u>を使用し、ガラスの素地を加熱しながらへら等の手道具を使用すること等により成形した物品のうち、動物、植物、小像、身辺装飾用品等の装飾用細工品をいう。</p> <p>なお、装飾用細工品のうち、<u>ブローランプを使用して成形したもの</u>の又は当該成形品を溶着して製造したものと認められる部分を有するものは、第70.18項のランプ加工をしたガラス製の小像その他の装飾品として取り扱う。</p>	7018.90	<p>1. ランプ加工をしたガラス製の小像その他の装飾品</p> <p>第70.18項のランプ加工をしたガラス製の小像その他の装飾品とは、<u>吹管（blow-pipe。例えば、ガスと空気の通るそれぞれ2本のパイプから成るガスバーナーで炎の大小及び強弱を調整することができるもの）</u>を使用し、ガラスの素地を加熱しながらへら等の手道具を使用すること等により成形した物品のうち、動物、植物、小像、身辺装飾用品等の装飾用細工品をいうものとする。</p> <p>なお、装飾用細工品のうち、<u>吹管を使用した成形したもの</u>の又は当該成形品を溶着して製造したものと認められる部分を有するものは、第70.18項のランプ加工をしたガラス製の小像その他の装飾品として取り扱う。</p>